平成２９年（フ）第１２５号
静岡県富士市厚原696番地　シティハイツ勝池205号
破産者　赤池　　明
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１０６号
京都府城陽市久世上大谷17番地の14、破産手続開始決定時の住所京都府城陽市寺田高田20番地の７
破産者　村山　弘子
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３９４号
京都府木津川市木津宮ノ裏245番地20、前住所京都府木津川市梅美台５丁目１番地３
破産者　髙品瓦工業こと　髙品　　昇
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３９５号
京都府木津川市木津宮ノ裏245番地20、前住所京都府木津川市梅美台５丁目１番地３
破産者　髙品　美和
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６４０号
京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町26番地５第２シャトーウメダ　203
破産者　藤田　恭子
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６９７号
京都市伏見区深草大亀谷安信町56番地　フラッツ安信　103号
破産者　西岡由香子
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７０７号
京都市山科区大塚中溝41番地　みどり苑208号、前住所堺市堺区栄橋町１丁６番５―402号
破産者　チャングムの家こと　ＪＯＯ　ＨＷＡ　ＩＬ　朱　　花一
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７２４号
京都府宇治市小倉町寺内12番地　寺内ハイツＡ棟210号
破産者　籔内　　一（旧姓谷）
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８８８号
兵庫県三田市学園３丁目２番地Ｇ棟613号
破産者　宮畑　卓次
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７７号
神戸市中央区旗塚通３丁目２番７号
破産者　吉村　忠義
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５１号
神戸市垂水区つつじが丘５丁目26番地の７グリーンガーデン４―102号、前住所神戸市垂水区福田４丁目６番16号
破産者　前村　竜太
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９号
鳥取県八頭郡八頭町皆原159番地
破産者　加藤　純一
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４４８号
広島市佐伯区五日市駅前１丁目２番32―405号
破産者　安平　洋二
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１号
高知市上本宮町６番地
破産者　岩松　哲也
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５６号
福岡県中間市中尾１丁目４番１号
破産者　疋田　寛子
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１６号
長崎県長崎市川上町17番６号　１Ｆ、旧住所長崎県長崎市出雲１丁目２番17号　ガーデンコート101号
破産者　浦川　景子
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８３号
長崎県長崎市江平２丁目９番29号
破産者　田川　真澄
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
鹿児島県鹿児島市和田３丁目28番25号　Ｓｕｎデイドリーム101号
破産者　石原　慎二
1　決定年月日　平成29年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係